

番号：160581

国名：タイ

担当：地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

案件名：東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年9月中旬から2016年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月31日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) > 業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月12日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	タイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

タイは、1994年に国連気候変動枠組条約、2002年に京都議定書を批准して以来、温室効果ガス（以下、GHG）排出量削減の国際的責務を負っている。また、2011年には、気候変動の影響とも考えられているバンコク都及びチャオプラヤ河周辺における大規模な洪水が発生し、記録的な経済的・社会的ダメージを受け、気候変動適応策の必要性が強く認識された。

タイは、1961年以降国家の中期的な開発計画として5カ年の経済社会開発計画を定めている。タイ政府は第7次計画（1992年度～1996年度）から経済・社会開発と資源・環境保全が調和した「持続可能な開発」を重視しており、第11次経済社会開発計画（2012年度～2016年度）では6つの開発重点分野の1つである「天然資源の管理及び持続可能な環境への戦略」において、低炭素で気候変動にレジリエント（強靱）な社会構築の重要性を記載している。後続の第12次経済社会開発計画（2017年度～2021年度）についても、同様の方針が継続される見込みである。

タイ国家温室効果ガス管理機構（Thailand Greenhouse Gas Management Organization：TGO）は、タイにおけるGHG排出管理の実施機関として、2007年に天然資源・環境省（Ministry of Natural Resources and Environment：MONRE）の下に設置された独立行政機関である。同機構は、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism：CDM）の国家指定機関（Designated National Authority）としての活動や、天然資源環境政策・計画局（Office of Natural Resources and Environmental Policy Planning：ONEP）とともに首相府の下に2007年に設置された国家気候変動委員会（National Climate Change Committee：NCCC）の事務局機能を担っており、国家レベルでの気候変動政策の策定・承認・評価、特に国として適切な緩和行動（Nationally Appropriate Mitigation Actions：NAMA）の推進や国家GHGインベントリの作成、測定・報告・検証（MRV）システムの確立などに携わっている。

TGOのGHG緩和策に対する能力強化を目的として、JICAは技術協力プロジェクト「タイ王国温室効果ガスの削減に係る組織能力強化プロジェクト」（2010年1月～2012年1月）を実施し、TGO職員のGHG緩和策にかかる専門知識の向上や、研修教材開発を通じた研修提供能力の向上を支援した。また、同プロジェクトの中で、ASEAN諸国を対象とした「気候変動緩和と低炭素社会」と題する地域会合を開催し、ASEAN各国において気候変動対策を進める上での共通課題について協議を行った結果、ASEANの共通支援ニーズに基づく研修センターの必要性が確認された。

上記のプロジェクトの成果を活用し、タイ国内及びASEAN諸国関係者を対象としたワンストップ研修センターとしての気候変動国際研修センター（CITC）の設立、及び研修運営能力強化を目的とし、技術協力プロジェクト「東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」（2013年6月～2016年5月）が実施された。CITCは、ASEAN諸国の気候変動の影響に対する脆弱性や、前述の洪水被害によるタイ国内の適応策へのニーズの高まりも踏まえ、緩和策のみならず適応策に係る研修内容も取り扱った。

CITCが将来的にASEAN各国における気候変動対策（適応策・緩和策）の推進に資する実践的な研修機関になるためには、気候変動分野の国際的潮流に沿った新たな研修課題に対応した研修カリキュラムの開発、社会経済的状況や環境の多様性を考慮した研修ニーズ評価を含めたASEAN諸国向けの研修管理についての更なる能力向上、研修コースのモニタリングと評価等による、研修の質と研修員の満足度向上、ネットワーキングのプラットフォームとしての役割を強化するためのタイ国内外の様々な関係機関との継続的なネットワーク拡大等が必要であり、それらを達成に向けた更なる技術移転が望まれ、今般タイ政府からの要請に基づき、本プロジェクトを実施することとなった。

本調査は、タイ政府からの協力要請の背景・内容を確認し、バンコク都及び先方政府関係機関との協議を経て、官団員によるASEAN事務局との協議結果も踏まえ、本プロジェクトの協力計画を策定するとともに、本「東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進力向上プロジェクト」の事前評価を行うために必要な情報を収集、分析し、合意内容についてミニッツにより署名確認することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理し、分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間(2016年9月中旬)

- ①要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ②現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ③ASEAN諸国における気候変動分野の動向に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。
- ④担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ⑤PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)及び事業事前評価表(案)(和文、英文)を作成する。
- ⑥タイ関係機関(C/P機関等)、ASEAN関係機関、専門家、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ⑦他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑧担当分野に係る対処方針(案)(和文)作成に協力する。
- ⑨調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2016年9月下旬～10月中旬)

- ①JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ②タイ関係機関との協議及び現地踏査に参加する。
- ③担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) タイにおける気候変動分野の動向及び技術レベル、本プロジェクトの位置づけ
 - イ) タイ側の実施体制(組織・予算・他機関との関係性等)
 - ウ) 他ドナー・機関の援助動向(特に気候変動分野を支援するドナーの当該分野に対する協力方針、活動内容をヒヤリングする)
 - エ) プロジェクトの直接・間接の裨益者の確認
 - オ) プロジェクトが将来対に与える正・負のインパクト
 - カ) プロジェクトの実施に必要な投入(専門家、研修、機材、C/Pの配置、ローカルコストの負担)
 - キ) 我が国の気候変動対策及分野における協力の効果発現状況、本案件の位置づけ
- ④PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)の作成に協力する。
- ⑤タイ関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)(英文)及びM/M(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑥評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文、英文)の作成に協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年10月中旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文、英文)作成に協力する。
- ②現地調査結果及び収集資料の整理、分析を行い、収集資料リストを作成する。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) コンサルタント団員担当分に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文) (PDM(案)、PO(案)及びM/Mの担当分野関連部分を含む。) 電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃(本邦-バンコク-本邦)及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積もりを計上してください)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年9月27日～2016年10月15日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者に引き続く形で現地調査を開始し、同時に終了する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 評価分析(コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構タイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する必要な移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査の基本的なスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

①タイ 温室効果ガスの削減に係る組織能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249586.html>)

②タイ 温室効果ガスの削減に係る組織能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015385.html>)

③タイ 温室効果ガスの削減に係る組織能力強化プロジェクト事業完了報告書(本編) (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003018.html>)

④タイ 温室効果ガスの削減に係る組織能力強化プロジェクト事業完了報告書(資料編) (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003019.html>)

⑤タイ 東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010946.html>)

(3) その他

- ① 気候変動分野での業務経験があることが望ましいです。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分ご留意下さい。現地の治安状況については、JICAタイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行って下さい。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様にご留意下さい。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルにご記載下さい。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行って下さい。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかにご相談下さい。

以上